

令和7年度実施
横浜市公立学校教員採用候補者選考試験
【春チャレンジ選考試験】受験案内

申込期間

令和7年2月25日(火)から
3月17日(月)午後5時まで

申込方法

インターネット
こちらからお申込みください⇒



第一次試験日 令和7年4月2日(水)から4月15日(火)までのうち
(適性検査(SPI3)受検期間) 各受験者が選択する日(過去1年以内の受検結果を送信可能)
※第一次試験に不合格の場合でも、夏の選考試験に申込みが可能

第二次試験日 令和7年5月24日(土)又は25日(日)のうち
(模擬授業、個人面接) 教育委員会が指定する1日

最終合格発表日 令和7年6月中旬

1 実施目的

この選考試験は、令和8年度採用予定の横浜市立学校の教員採用候補者の一部を決定するために実施するものです。(神奈川県、川崎市及び相模原市の採用試験とは異なります。)

2 受験区分・募集人員等

【令和8年度採用予定】

受験区分	募集人員
小学校	約50名

- (1) 日本国籍を有しない方は、任用の期限を附さない常勤講師としての採用となります。
- (2) 募集人員は現時点での人数です。最終合格者数とは異なります。
- (3) 最終合格者について、義務教育学校へ配属となる場合があります。また、配属先の学校において、個別支援学級担当又は通級指導教室担当となる場合もあります。
- (4) 将来、人事異動により、他校種へ異動する場合があります。

3 受験資格

次の(1)から(6)の全ての要件を満たす方が受験できます。

- (1) 昭和40年4月2日以降に生まれた方
- (2) 令和8年4月1日時点で有効な小学校教諭普通免許状を有する方又は令和8年3月31日までに小学校教諭普通免許状を取得見込みの方
※教員免許状の有効性については、教員免許状更新制の廃止により、パターンが複雑化しています。
詳細については、Q&A(P8)を参照してください。
- (3) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格条項に該当しない方

【地方公務員法第16条(欠格条項)】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ②当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- ③人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【学校教育法第9条】

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることできない。

- ①禁錮以上の刑に処せられた者
- ②教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- ③教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者
- ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者